

# 令和6年度個人情報保護研修について（全職員必須）

資料2

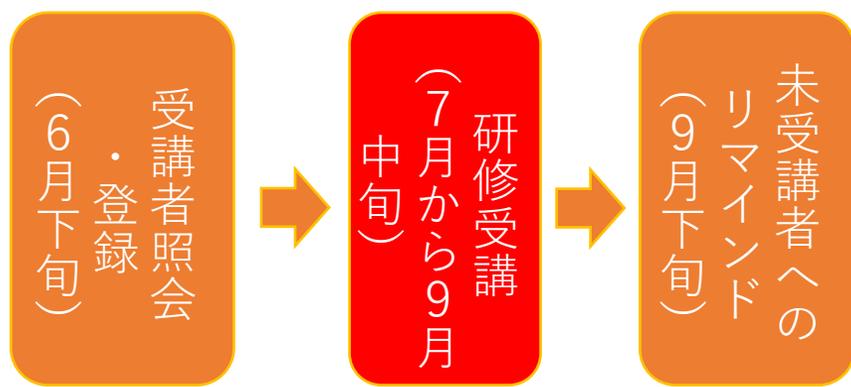
## ・研修目的

各職員が市で保有している個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に対する意識を高めることを目的とし、全職員必須研修として個人情報保護に関する研修を行います。

## ・研修対象

◆全職員必須（会計年度任用職員，臨時的任用職員，再任用職員を含む）  
（会計年度任用職員については個人情報を取扱う職員のみ）

## ・研修方法



- ◆個人別のIDを付与し，受講状況を確認します。
- ◆未受講者については受講のリマインドをします。

## ・研修期間

◆令和6年7月から9月中旬まで（予定）

## ・研修内容

- 1 個人情報保護法について
- 2 個人情報の取扱い及び安全管理措置について
- 3 開示請求について
- 4 個人情報ファイル簿について

- ◆研修受講後，理解度確認テストの受講が必要です。
- ◆研修内容は変更する場合があります。

## ・注意事項

- ◆研修受講前に各課に受講者の照会を行います。
- ◆研修はオンデマンドでの実施となります。